

令和7年11月の供託規則の改正による
『【第3版】リアリストイック供託法・司法書士法』修正

令和7年11月の供託規則の改正による
『【第3版】リアリストイック供託法・司法書士法』修正

令和7年11月、主に以下3点について供託規則の改正がされました。この改正の施行は令和7年12月1日であり、令和8年度司法書士試験から出題範囲になりますので、『【第3版】リアリストイック供託法・司法書士法』について、以下の修正をお願いいたします。

- ①供託金払渡請求書の記載事項等に関する改正
- ②代理人に対する預貯金の払込みの方法により払渡しを受けようとする場合の添付書類に関する改正
- ③代理人の権限を証する書面の原本還付に関する改正

	修正前	修正後
P96	※差替え	※後記◆◆1◆◆に差替え
P97⑤	(供託規則22条2項5号)	(供託規則22条2項5号イ、ニ)
P97⑥	(供託規則22条2項 <u>6</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>5</u> 号ロ)
P97 ／⑥と⑦の間	※追加	⑥の2 小切手の振出しの方法により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨(供託規則22条2項5号ハ)
P97⑦	(供託規則22条2項 <u>7</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>6</u> 号)
P97⑧	(供託規則22条2項 <u>8</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>7</u> 号)
P97⑨	(供託規則22条2項 <u>9</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>8</u> 号)
P97⑩	(供託規則22条2項 <u>10</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>9</u> 号)
P97⑪	(供託規則22条2項 <u>11</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>10</u> 号)
P97⑫	(供託規則22条2項 <u>12</u> 号)	(供託規則22条2項 <u>11</u> 号)
P97～98 (1)	※差替え	※後記◆◆2◆◆に差替え

	修正前	修正後
P103※	<p>※⑤・⑥の場合であっても印鑑証明書の添付が要求される場合</p> <p>上記⑤・⑥の場合であっても、委任による代理人（ex. 司法書士）に対する預貯金の払込みの方法によるときは（P98②）、印鑑証明書の添付が必要となります（供託規則26条3項4号かつこ書、5号）。</p> <p>司法書士などの口座に振り込むことになるので、払渡請求者の意思確認を厳格にする必要があるからです。</p>	※削除
P111 ／1～4行目	<p>ただし、官公署作成の支払証明書と官公署が作成したもの以外の代理権限証書は、原本還付の請求ができません（供託規則9条の2第1項ただし書）。「官公署が作成したもの以外の代理権限証書」とは、たとえば、委任状ですが、委任状の原本を還付してしまうと、後で確認することが難しいからです。</p>	<p>ただし、官公署作成の支払証明書と供託物の請求のためにのみ作成された代理権限証書は、原本還付の請求ができません（供託規則9条の2第1項ただし書）。</p>
P111 ／4の1～2行目	供託規則28条1項前段	供託規則28条1項
P112 ／4.の1～3行目	供託物が金銭である場合、払渡しは原則として小切手によって行われます（供託規則28条1項。P97～98(a)）	供託物が金銭である場合、払渡しを小切手で行う方法がありました（供託規則28条4項。P97～98④）

◆◆◆1◆◆◆

⑫ 請求年月日	令和6年8月15日	受付番号	第 号	年 月 日
⑪ 供託所の表示	東京法務局	整理番号	第 号	年 月 日
請求者	東京都新宿区新宿一丁目1番1号 リア・スタイルアート 101	払渡請求事由及び還付取戻の別	<input checked="" type="radio"/> 供託受諾 取戻	年 月 日
住所	X	希望する払渡しの方法	1. 預貯金振込 振込先 金融機関 種別 普通・当座・通知・別段 口座番号	年 月 日
氏名等	(会社法人等番号(任意)) — (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)	2. 国庫金振替 <input checked="" type="radio"/> 小切手 3. 預貯金振込 4. 隅地払	金融機関 受取人	年 月 日
⑩ ⑤⑥の2				年 月 日
① 供託番号	元本金額	利 息 を 付 す 期 間	利 息 金 額	備 考
令和6年度金額 53号	50,000円	年 月 から 年 月 まで	月	円
年度金額 号		年 月 から 年 月 まで	月	
年度金額 号		年 月 から 年 月 まで	月	件
年度金額 号		年 月 から 年 月 まで	月	元 利
② 元本合計額	元 本 合 計 額	千 百 十 万 千 百 十 元	¥ 50 000	上記金額を受領した。 年 月 日 受取人氏名 (代理により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名)
(注) 元本合計額の冒頭に登記号を記入します。				

◆◆2◆◆

(1) 金銭

→ 供託金払渡請求書を1通提出

金銭の払渡しは、供託金払渡請求書に記載した以下の①～④のいずれかの方法で払渡しを受けるので、下記（2）の有価証券のように2通用意する必要性がないからです。

①隔地払の方法（供託規則28条2項）

これは、請求者の住所地または最寄りの銀行で支払を受ける方法です。請求者が払渡請求をする時に他の都道府県に居住している、といった場合に利用されます。

②預貯金振込みの方法（供託規則28条2項）

これは、請求者の預貯金口座に直接振り込んでもらう方法です（供託規則22条2項5号イ）。振り込んでもらえるので便利なのですが、振込みまで通常は3～4日かかります。よって、急いで現金が必要な場合には、下記④の方法を選択することになります。

振込みを受ける預貯金口座は、請求者本人のものだけでなく、代理人名義のものを指定することもできます（供託規則22条2項5号イかつこ書）。司法書士が代理人として払渡請求をした場合は、司法書士の口座を指定してもいいわけです。これは、かつては認められていませんでしたが、平成26年の改正で認められました。不動産登記法Iのテキスト第1編第7章62.(2)で説明しましたが、司法書士の権限は少しづつ拡大している傾向にあるんです。

③国庫金振替の方法（供託規則28条3項）

これは、請求者が官庁などである場合です。払渡しをするのが供託所であり、払渡しを受けるのは官庁などなので、国庫金振替えの方法によるわけです。

④小切手を振り出して交付する方法（供託規則28条4項）

「供託所で現金を渡してあげないの？」と思われるかもしれません、払い渡す金額が億単位になることもあります。金融機関ではない供託所に多額の現金を置いておくわけにはいかないので、「小切手を渡すから、銀行とかに行って換金してね」という方法があるんです。